

第4款 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 3-4-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間(年度)
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24.3.16	H23~H32
広島地域	広島市の区域	H24.3.16	H23~H32

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-4-2 公害苦情事案の取扱件数

年度	区分 取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 年 度 数 度 (A)	繰 越 件 数 前 年 度 (B)	増 加 件 数 対 前 年 度	対 前 年 度 比
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	悪 臭	そ の 他				
H22	1,524	352	335	298	232	307	1,369	155	42	1.03
H23	1,450	389	291	309	172	289	1,402	48	△74	0.95
H24	1,650	441	290	343	180	396	1,606	44	200	1.14
H25	1,428	375	242	288	145	378	1,392	36	△222	0.87
H26	1,425	352	252	305	167	349	1,393	32	△3	1.00
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08
29年度構成比(%)	100.0	27.5	17.7	21.3	11.0	22.5	-	-	-	-

(注)取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

【取組状況】

(1) 公害防止計画の推進

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】広島地域及び備後地域の公害防止計画を推進。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を 221 人（うち公害苦情相談員 121 人）配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【平成 29 年度実績】新規事件受付件数 1 件（調停）、継続事件件数 2 件（調停）

【平成 30 年度内容】新規事件受付件数 2 件（調停）、継続事件件数 1 件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【平成 29 年度実績】新任及び分野別研修を 4 回実施

【平成 30 年度内容】新任及び分野別研修を 4 回実施

2 環境汚染事案への対応

【現状と課題】

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H27)	現状値 (H29)	目標値 (H32)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	171	152	現状より 減少させる	171	112.5%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。平成29年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて152件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、119件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：モニタリング調査の普及（P89）

(2) 生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

水質の緊急分析に助っ人登場 ～迅速前処理カートリッジ～

事故等で汚染物質が河川等へ流出した場合、早急に汚染状況を把握することが重要ですが、水質検査には時間がかかることから、検査時間の短縮が課題となっていました。

この課題を解決するため、県立総合技術研究所保健環境センターは、従来の方法に比べ検査時間を大幅に短縮できる「迅速前処理カートリッジ」を開発し、2017年（平成29年）には、分析機器メーカーにより製品化・発売され、全国で使用可能となりました。

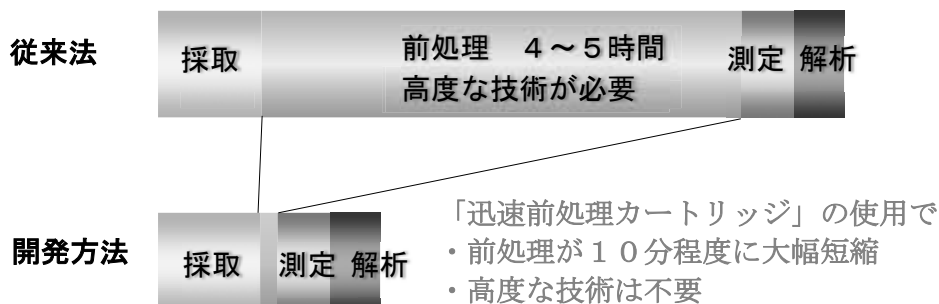


「迅速前処理カートリッジ」

□何ができるの？

水質検査には、現場から採取した汚染水を分析機器で測定できる状態にする「前処理」という工程があり、迅速前処理カートリッジで、水に溶けている化学物質の前処理をすることができます。これまでは、前処理に4～5時間以上の時間がかかっていましたが、「迅速前処理カートリッジ」を使用することで、高度な技術を必要とせず、前処理時間を10分程度に大幅短縮し、汚染の有無を速やかに把握できるようになりました。

汚染水の分析工程



※この技術は、平成28年3月に特許登録されています。（特許第5896305号）

□どんな物質に使えるの？

水に溶けた多くの有機化学物質の前処理に使えます。有機化学物質とは、主に炭素、酸素、水素で構成された物質で、農薬や環境ホルモンなど様々な物質があります。

□お問い合わせ先



広島県立総合技術研究所 保健環境センター 環境研究部

TEL 082 (255) 7131

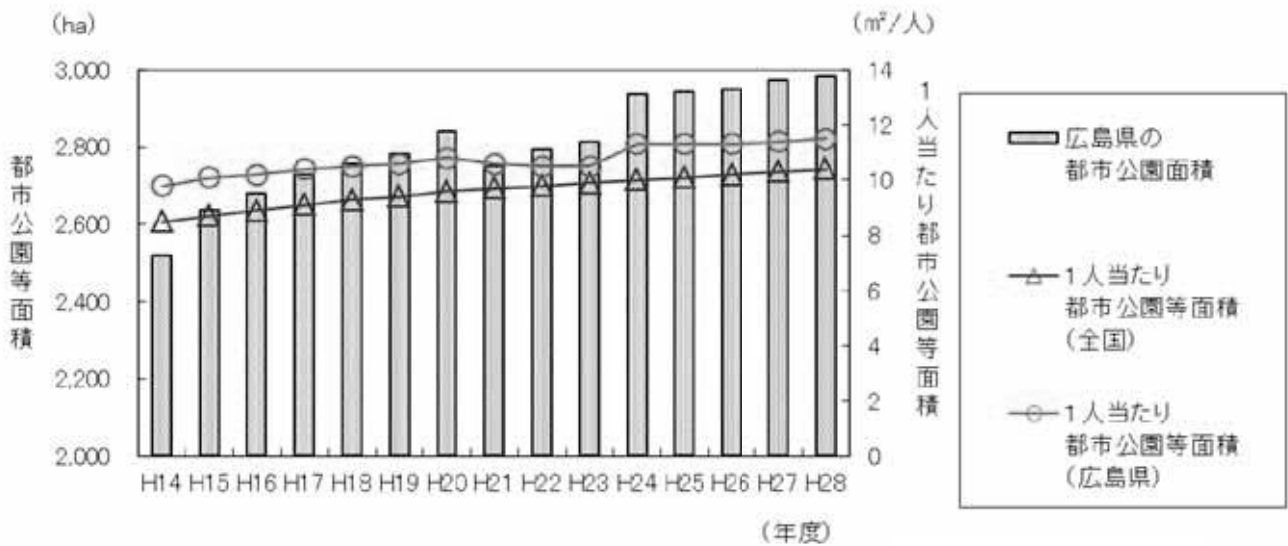
3 身近な緑地環境等の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、²⁴里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-4-3 ²⁵都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県下水道公園課

図表 3-4-4 緑地環境保全地域数及び面積（平成30年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持 (H32)	818	100%	目標どおり達成
下水道公園課	1人当たり都市公園等面積	m²/人	11.3 (H25)	11.5 (H28)	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

24 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

25 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 県内 22 か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [下水道公園課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 平成 29 年度は龍王山総合公園（東広島市）等、7 箇所公園整備を実施。

ウ 街路事業 [都市計画課]

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 平成 27 年度から 5 年間の第 4 期対策を開始しており、持続的な農業生産活動を推進。平成 29 年度は協定面積 21,076ha に対し、2,046,940 千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【平成 29 年度実績】 農地維持 838 組織 (18,838ha), 554,343 千円, 資源向上 (共同活動) 576 組織 (15,323ha), 293,065 千円及び資源向上 (長寿命化) 133 組織 (6,403ha), 250,221 千円を交付。

【平成 30 年度内容】 協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農業適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度実績は危害防止講習会（県内5会場、490人）、立入検査（131箇所、うち指導件数23）を実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壌機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組んでいます。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。平成29年度は肥料登録申請・届出（65件）を受付。（注）受付件数は、平成29年1月から12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

4 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-4-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域）	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-4-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），府中市（旧上下町を除く区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）
 ※H19.10.1（三次市），H20.3.1（呉市），にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-4-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17），広島市（H16.12.17），福山市（H16.12.17），三次市（H17.4.1），尾道市（H17.8.1），呉市（H17.10.1），廿日市市（H21.7.15）

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（H29）	目標値（目標年度）	目安※ ₁	達成率	進捗状況
環境保全課	景観計画策定市町数	市町	5	6	増加を図る（H32）	5	120.0%	目標以上達成

※1 目安は，目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう，まちづくりの主体である，市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町担当者の事例研修の実施や，広島県景観会議の運営を支援。また，「市町景観計画策定の手引き」を活用し，景観法に基づき，市町が自然的，社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど，市町主体の景観施策を促進。

（2）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき，景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して，大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。平成 29 年度の大規模行為等の届出実績 219 件。

イ 道路環境整備事業 [都市計画課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため，無電柱化に係るガイドラインに基づく電線類の地中化などを行うことにより，優れた景観の形成を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は高小路線（庄原市）他 1 路線において，電線類の地中化を実施。平成 30 年度も継続して，同路線において実施予定。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(3) 文化的景観の保全**ア 指定文化財の管理及び保存・修理** [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は重要文化財竜山八幡神社本殿（北広島町）など7件の保存修理事業に対し助成。平成30年度は7件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は県重要文化財須佐神社（三次市）など11件の保存修理事業に助成。平成30年度は3件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。平成30年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。平成29年度の見学者数は、縮景園が約30.2万人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約10万人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査，試掘調査を実施するとともに，埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【平成 29 年度実績】 一般国道 183 号鍵掛峠道路建伝事業など 4 事業計画地の踏査，試掘調査を実施。

【平成 30 年度内容】 一般国道 183 号鍵掛峠道路建設事業など 5 事業に伴う現地踏査，試掘調査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し，埋蔵文化財の一層の保護を図っています。